

月一回ないし二回刊行予定
創刊前に数回準備号を発行します

準備号 4

‘05/3/31

あんぜんの 安全

あかりとあかし

NPO法人 安全学研究所

〒190-0012 立川市曙町 2-42-23 アーバンライヴ立川 614

Organization of HOLONOMY

Tel +Fax 042(521)2988

Email: holonomy@aa.bb-east.ne.jp

URL: http://enjoy1.bb-east.ne.jp/~holonomy

<学校の安全を考える>

芹沢秀巳

学校の「危険防止」についてであれば校内への不審者の立入禁止などを講じることもあるが、「安全」となると巨視的・将来的な意義も含めて考える必要がある。改めて考えなくてはならない。これは、学校の存在意義について考えねばならないだろう。

まずは、生徒である。そして教師。その場所である学校、運動場や図書館などの環境を含めた施設設備である。これらは、学校である以上、最低限必要な条件であろう。

次に、これらを支える組織や事務、カリキュラムや校則、授業料など経済的なものなど学校運営に必要な不可欠なもの。

3つ目に、学校の主体となる生徒が自分の力を発揮・認識する場が必要となる。そのため、定期テスト、部活動、修学旅行、奉仕作業、福祉体験、文化祭・体育祭、遠足を実施し、学校の活気をつけようとするものがある。結果、これが学校の特色というものになっているのだ。

学校評価の時、これらが注目され、生徒が集まり、教師が集まり、施設も増設・拡充される。さらに、これが要因となり、カリキュラムや組織、校則なども変化するのである。「学校の安全」となると学校の存続について考えるべきであろう。学校のパンフレットやホームページには、学校の目的やその運営(方向付け)、生徒募集、カリキュラムや組織と卒業生の進路先が生徒募集のために明記されている。今では、全ての学校で学校説明会や体験入学などが実施されているのだ。(しかしながら、身近にいて逐次、

<次頁左欄へ>

寄稿

<「ハセップ」と「ライフサイクルアセスメント」>

—食品と環境との安全問題を併せて—

宮地竜郎

昨今、食中毒問題やごみ問題など食品にまつわる話題に事欠きません。食品の衛生管理が問題となってきた原因のひとつには食品の低塩化、甘味控え、多水分化、無添加志向があります。したがって、現在製造されている加工食品は以前より腐敗しやすい場合が多く、従来以上に厳しい衛生管理が必要とされています。また、ごみ問題で食品が挙げられるのは、消費者の品質や安全性への関心の高まりが、品質管理や賞味期限に対しての厳正さを一層強くし、その結果として大量のハネ品や廃棄食品を生んでいる点に原因があると考えられます。

食品に関するこれらの問題への対応策として、近年衛生面では「ハセップ」、環境面では「ライフサイクルアセスメント」と呼ばれる新たな管理・評価法が実施されつつあります。ハセップ(HACCP、Hazard Analysis Critical Control Point)とは「食品の危害分析・重要管理点」と訳され、1995年より食品衛生法に導入された食品衛生管理システムを言い、原材料の生産から最終製品の消費に至るまでの段階ごとに発生する可能性のある危害の発生原因を想定し、その防除対策を立て、これを日常的に実施し監視するものです。また、ライフサイクルアセスメント(LCA、Life Cycle Assessment)とは、1997年にISO14040として国際標準規格(ISO)化された、製品、

やサービスの環境への影響を分析・評価する手法であり資源採取から製造・物流・販売・使用・リサイクル・廃棄までの製品のライフサイクル全体を通して環境への影響を定量的に把握するというものです。

<次頁右欄へ>

1面 寄稿(芹沢氏) 「学校の安全を考える」	8~10面 <解説:安全のあかりとあかし>
2面 寄稿(宮地氏)	10面 <解説:安全のあかりとあかしの註>
「ハセップ」と「ライフサイクルアセスメント」	11~16面 <をにが問題>
—食品と環境との問題を併せて—	16面 <ミニ辞典>
2~7面 芹沢氏寄稿への読後感 辛島詞朗	17面 HP 紹介・活動報告・誤植訂正
7面 宮地氏寄稿への読後感 辛島詞朗	18面 お願い、所在地、編集後記

進路先の様子を見ることができないので地方に行けば行くほど情報が少なく、自分の学校の過去の進路データやパンフレットを信用せざるを得ないのである。)

学生獲得は、少子化が進むにつれ深刻な問題となりながらも、一方で学校は他校との差別化を図るため新しい学部・学科・課程を開いている。学生(生徒)確保のための競争はますます激化し、国公立、私立を問わず多くの学校が存続の危機感から「学校の企業努力」が必要となっている。時折、新しい学校が有名になりブランド校並の地位を獲得するためにスポーツなどで選手を集め、その選手の上位に入る活躍が報道されて全国で知名度を上げるケースがある。この評判により生徒獲得に励みやすくなるのだ。最近、生徒・学生は希望校の資格合格率や就職先・就職率をよく見ている。確かに、本人が合格できる力があるかは別として一頃より入学はしやすくなっていると思う。しかし、就職難というのも事実なのだ。結局のところ、進路結果(将来性)が重視されるのである。進路先で、受験生が目標とする生徒が育成できるかに焦点が置かれている。そこにも問題がある。入学すれば、受験生は自分の抱いている夢が実現するかのように考えているのだ。レベルを形成する努力が必要となるだろう。また、子どもを預かる側としては学校外の甘い誘惑に目が向かないように、保守的な立場にならざるをえない。一方では国公立の学校は地域に施設開放をしている。生徒のニーズ

この手法によって、飲料の容器としてペットボトルとガラス瓶とでは容器製造から廃棄までを考慮に入れた場合、どちらが環境負荷が少ないかに関して定量的な評価を下すことが出来ます。

ハセップとライフサイクルアセスメントは適用の対象が異なり、一見すると別物に見えますが、その手法には多くの共通点があるように思われます。両者とも食品の原料生産から消費・廃棄までを網羅的・定量的に把握する手法であり、段階ごとにデータが出るため問題点を絞り込みやすく問題発生時に迅速な対応が可能であると考えられます。

食品工業には一般的に他の製造業に比べ中小企業の比率が高い、パートタイム労働の比重が高い、製品単価が低い、多品種少量生産、商品のライフサイクルが短いといった特徴があります。しかしながら、食品はヒトが直接摂取することからその扱いには厳密な安全管理が要求されます。そのため食品会社における衛生管理や環境管理には、よりいっそう安価で簡便なシステムの開発が望まれています。 ❀

と多様化する社会に学校も対応しようとしている。「学校の安全」を学校の存続と捉えて書いてみたが、それは学校での努力によるものであろう。学校にも、それが求められているのを感じている。

これを書くにあたり、「学校とは何か?」もう一度、考える時期が来ているように感じてならない。 ❀

＜芹沢先生寄稿への感想 —教育と民主主義、自由主義についての雑感—＞

辛島司朗

芹沢先生が、先日、研究所に来られたとき、生徒の中で経済的事情から進学はもちろん修学旅行にさえ行けない者がいる、と話されたのに対して、辛島先生がまづ費用積立てをすところからはじめて適当な対策を立てたらどうかと提案されたことがありました。芹沢先生からその後、学校でその案を提起され実現するかもしれないというメール報告をいただきました。そこで更に、その種の生徒支援その他の学校運営に関する提案を研究所で積極的にプロジェクトとして行っていく方途はないか、など積極的に芹沢先生と一緒に考えてみようということになりました。皆様の知恵もお貸し下さい。 —事務局—

この機関紙も数えて第4号になる。当節しきりにホリエモン氏の説くところに従って、この「便り」に頼った一方的なインフォメーションばかりでなく、一対一的携帯電話には依らぬなりにも、進んで集団的な双方向的コミュニケーションの形をとってゆきたいと思っているが、また実際にそうしていかざるをえない時代になっているのではないか。

今ここでこれからいきなり二、三年ぶりに訪ねて来られた芹沢氏との対話もしくはやりとりというべきものからはじめて、真に時事放談風の放談が、原論風原談として随時展開されていいのではないか、そのように思われる。

今の日本の政情における焦点的問題に照してみてもそうだ。昔の床屋政談や立合い演説会風の言説が生活場裡各処に活発に展開してよい。そして今、若者達が自由に本人主義的で好き嫌い中心、好き勝手のバラバラ雑居の中で、むなししい烏合のまとまりをなしているのみの「自由主義」的「民」主義が本気で批判されなければならないと思う。

この際の「民」とは何か、「民」は対置される主を想定することなく「民」のままでありうるのか、或いは民は民でありながら主でもあるという「民主」は一体どのようにして可能なのか。歴史的展開にひきずられたままの名づ

けを行い、新しい社会の中に火事場的名づけのままに、その気になって、矛盾を矛盾のままに放置しておいてよいのか。自由気ままを自由として、民を民として捉えてまとまった原理を見出すことなく、「民主」などというわけのわからぬ理念をどのような合理性と有効性を持って言い続けていけるのか。形骸化し、皮相化して生活的実質を失った議会主義に対する非西欧的原思想に立ち戻った批判的思想を勇敢に展開してもいいのではないのか。

いま、対他民主主義的国際問題も19世紀的外交原則では確かに収まり切れないとしても、古い西欧的国家観と外交観に従ったままに、近代法が禁じている事後法を設けての戦争批判は不当だという批判や勝者による戦後処理への声高な批判がみられる。

この今、つい二、三日前に検事出身の弁護士で、1955年生れの元自民党の参議院議員であった佐々木知子氏が〔東京新聞夕刊2005年3月23日付C版1頁『放射線』欄〕で誌しているのはなかなか大きな問題にふれたものといわざるをえない。氏の言説は一切の革命的に革新的な変化を拒否しかねないものと言わざるをえないであろう。しかし、世の中の変化とはほぼそのようなものなのではないか。自然法に基いた新たな変化改易の理論が思索されなければならないであろう。氏の発言の中に含まれる問題は歴史伝統と道徳的価値観の変化に関するところであることを忘れてはならない。

東京裁判の行われたことについて賛否の問題は別として、歴史的に考えられる意味をあげてみると、東アジアのいわゆる儒教文化圏にあって、一応二百年をこえる国際的な平和を実現してきたのが明治以前の日本の歴史的背景であったが、黒船以来、急速に西欧化的近代化をとげ、西欧に替り或いは先駆けて、武力攻略を辞さない拡大侵略的安定主義国に転じて、遂に先輩的米欧祖国との全面的戦争に及んだのであり、第二次大戦後に、武力的侵略行為が裁かれることになったというのが裁判の背景的事実である。そして『戦勝国であるが故、彼らは自らの罪を不問に付した』といているが、戦勝国だからという点、その通りといえるばかりでなく、西欧は19世紀までには盛んにアジアを侵略し、20世紀においてもなお基本態度は変らなかつた。これには批判が必要であることは言うまでもない。しかし、そのような戦争観の変化の転換点になったのが第二次大戦後の戦争裁判であるのも否定しがたい事実といえる。

ここで少なくとも特に日本について問題になるのは、東アジア諸国を始めとするアジア諸国に対する自国の歴史を日本がどうみて、どう自己評価しているか、ということである。たとえ日本が完全に欧化しようとしてきたにせよ、日本列島が残念ながら朝鮮半島の先に所在する国であることは否定しがたい事実であろう。要は日本が勝者の戦争裁判による以外にどのような自己批判や自己裁判を行ってきたか、或いはどの程度省みているかどうかということであろう。

戦争は国際間の交渉即ち外交の延長として一型体として、何ら非難されるところはないというのはよく耳にする主張である。確かに昔から決闘は神盟裁判と並ぶ正義の状況のための広く認められた作法であるが、力の正義をとる限り、権力間の正義の実効ある決意手段として、戦争を最終の外交の決着手段として主張非難される理由はないとも言える。しかし、東京裁判のような商社による戦争裁判はその立場をとる限り、否定できないのも事実である。いわゆる「太平洋戦争」という戦争のピリオドを考えれば、むしろピリオドを裁判という形を履んだことに何らかの新しい文化文明的進歩をみるべきであって、ジュネーブ協定は極論すれば、戦争を多くの人々のいのちをかけた支配者のゲームとしてしまうのは、ローマのコロシウムにみるような残虐な感覚といわざるをえない。ジュネーブ協定の精神を持ち出すのは問題であろう。

ところで、日本国内での目先の、しかし根幹的市民生活、国民生活に関わる根本的社会政治として、いまの国内的焦点問題といえるものには二つがあげられると思うが、一つは郵政改革問題でありもう一つは年金問題である。

これの細議に紛れ込んでしまうことなく根本を抑えるならば、二つとも同じこととみることから始めなければならない。話が急に大きくなるが、大小にも拘らず、事そのものは別ごとに見えても事の本質は同じならば一つ事として語らなければならない。ここでも私たちは科学主義的誤謬を排して、全的総合的発想法を尊重しなければならないのである。以下その問題に話を転じたいが、近来の世界政治動向をまづみておこう。

取り敢えず話題を世界的日本問題と限るならば、葛藤が近頃、国際的対立問題としてアメリカ主義的世界秩序の

確立をはかるアメリカ中心かつ重心的「市場と国家の闘い」として見做され、時宜に適した論題としてまた **topics** として、ジャーナリズムや論壇的なものを賑わせ、盛んに喧伝されたが、それはついこの間のことであり、今ではこれが煮詰まって、「global 化問題」とも表現されている問題となった。その主な論調は当然のように市場に重点をおき、これを主要なものとして、それを主にして国家を従とするものである。

国家に重点をおき、国家を連合させながら、国家主権的基本に立脚し、商工業や市場問題はそのうちの下部的諸問題の一として捉え処理していこうとするのが、言うまでもなくいわゆる国連であり、**global** な **united nation system** として、敢えていえば **American United Nations** 正しくは **US of America** と根本的に対立せざるをえない **nation** ではなく **state** の **global system** を形成し、少なくとも今迄はそれなりに機能していることを見逃してはならない。国連は指導的先進国家の中核部分国即ち常任理事国に拒否権を与えるといいながら、総会決議を重視しながら国家主権の併存的中心立場を捨てない体制をとっている。これに対して **of America** の **US** は **frontier** を **state** とし、方域的な主権の強化を進めながら、その成果としての **state** を民族の別によるのではなく地域的分割による基本的に同質的単位の並列として立てながら、今ではこれに倣って対他的にもアメリカ以外の諸国家に対して、この実質を国家ではなく州であるかのように変質させ、小さな政府をキャンペーンしながら、**US** の支配下に抑え込もうとし、諸国家主権を従属させ、**US** 帝国を形成しつつあるとみることもできる。

この原初的 **USA** については **the Allied Powers** を基礎とし、これから **the Allied Forces** ないし **the Allied Nations** さえ立ち上げたというその発生成立の事情からいって、半ば自然な成行きとみることができるが、これを強引に世界的範型化することには大いに異論があつて然るべきである。**America** のつかない、それを超えたただの **UN** の性格即ち **United Nations Organization** はむしろいわゆる日独伊と対抗してこれを破った同盟軍を核としてそれによる 20 世紀半ばの植民地解放に伴う独立国を連ねた新世界の形成、**global world** の成立を意味するものであるが、アメリカはアメリカ的民主主義の旗を押し立て押し込んで諸政府を支配しつつ、先制攻撃も辞さぬと言挙げしながら武力行使をためらわず、力づくの民主主義帝国もしくは市場主義的帝国を形成しようとする傾向が強烈である。そしてまた日本はその **herald** をつとめ、その道を直くしながら、そのおこぼれに預かろうとしているかにみえる。

そしてその反面で **NPO** という **Non-Profit** 組織をもって資本主義的性格を糊塗し、**NGO** 組織を後押ししてこれに頼りつつ、本格的諸国家政府を弱小化させながら制限を強化し、アメリカ軍支配による新しい形の恐ろしい民主主義支配を容易にさせながら強行しようとしていると見ることもできなくはない現状となったのである。この際忘れてならないのはその帝国形成のもう一つの非暴力を、とまではいかずとも、少なくとも「本質的」とするといえる原理は自由にもとづく人権尊重であるが、この人権尊重が裏返せば国家と諸国家なりの民主的性格、人民の福祉尊重的国家主権下の政治の否定と表裏をなしているということであり、その際に国家の民族性は 19 世紀 20 世紀的民族国家の衰退に乗じた多民族同居の世界を形成することに連ることも見逃せない。或いは **USA** の合衆国という迷訳はこの間の事情に適合してアメリカの標榜する国家の特徴を明示する名訳なのかもしれない。

ホリエモン氏の投げ入れた大石の波紋にとまどうのは既成エスタブリッシュメントの、正確には **established order** という静かな森の中の湖もしくは池の住人たちで、土地の森の、むしろ開放的もしくは半開放的生態はどのように生易しいものではない筈である。敢えて比較的に言えば、池中の世界は見易い統一的世界と言えるであろう。自由体制下で、エスタブリッシュ連中の言い分はあっさり全面的に受け入れるなどということは決してありえないのである。教育は現体制を維持し適合する人と技術を目標に設定するものと言ってよいと思うが、維持ということは自然必然的とも思えるような流行変遷の、それそのものの不易性不可否定性を含めてのみ成り立つもので、万世不変の体制、組織というものはないといふべきである。教育はそのような意味で後事を託すべき人や思想を育成するものでなければならないと思われるのであるが、やめるか、押すか、或いは必要程度に保存し、必要程度に変更を加えるという判断をするのは決して容易いことではない。思考検討の限りをつくしては「易」に従えというのが東アジアに伝統の根底にある不動の信をなすものといふべきである。

「神は自ら助くる者を助く」というよく知られた文句があるが、それを政府が宣伝的に繰り返すのが日本の実情

であって、相変わらず憤慨に堪えないが、とにかく自助努力などという公認の詐欺商法的商法のその典型例が先にあげた二つである。勿論これには私に限らずいわゆる「自助」努力の精神によって立つ保険的発想と保険年金的発想をやめて、平等的国民の義務に立つものとしての消費税的基本性格の小さからぬ変更ないし根本的異質性を持ち込もうともする意見もあるのが実際であることを忘れてはならない。

私にはこんな経験がある。経世済民的国家の経済と市場主義的私的経済との調和問題について、昔から火災保険のあり方と国家の安全に対する国民の基本姿勢についてどうにもならない困惑を覚えていたが、40年ほど前、身内の火災保険の保障問題での忿懣から会社と紛争に及んだことがあった。それはこういうことだった。ある時私の兄達が母親と一緒に住んでいる家が近火で類焼してしまって私の本もレコードも大量に焼けてしまったことがあった。長兄が保険の保証金の手続きをしたところが、過剰契約だの、積年の減価償却だの、約束の金額の半額以下を言われて悄然として帰ってきたのを聞いて、大学の寮に居たときの友人と二人で大学の近くの下宿に住んでいた私が、一人で有楽町の保険会社に交渉に行ったところ、兄と同じことを慇懃無礼な言葉で繰り返されたが、いろいろと私の問い質すのに応じて、契約前に一々価値評価を綿密にできないのに支払い段階になってから契約時とは別の契約額を妥当正当な金額であったと言い出すのに、契約率を考えると到底商売にならないことになってしまうとか何とか言うので、全うな商売なら到底許されないことではないか、と問うと、契約の裏面には細字ながら記されている、一々読み上げて説明するのは効率の点から不可能だと言い、一方で商売といいながら、そんな商業は詐欺に近いという、もともと公共サービスのしていることであるなどと開き直る始末で、公共サービスのためにしているなどということに対して、その二枚舌的主張を厳しく極めつけると、周章狼狽して奥へ入ってゆき平身低頭して全額支払いを約束したことがあったのだ。古希近くになって毎年の大学の級会に珍しく出席したとき、当日の講義者の保険についての話の後で、私の質問をうけて、発表者の返答に代って日本での代表的権威である同級生が私の疑問にコメントしてくれたことがあったが、それによると、確かに災害などの場合、保険会社の契約に伴う保険義務はなくなるが、それが同時に国家の災害救助の発動には連なるようにはなっていない。厳しく言えば、そのようなことでは生命保険などは損害保険以上でほとんど詐欺的であると断言できるということであった。これは国家といえども少なく日本では国民救済よりも会社救済に忙しいということの意味することの例に外ならないのである。

年金破綻に際して、自分たちの責任を棚上げして表現はきつすぎるかもしれないが、盗人猛々しい風に責任転嫁しようとして自己責任の言葉を流行らせているが、保険をこえた年金の考え方は、社会主義的な助け合い思想を含むものである。このことを忘れて、弱肉強食を改めて説くような恐ろしいあり方を説きすすめるような政治は考え直してもらわなくてはならないだろう。生物学主義思想からパンダの結婚などといって憚らない今の世の有様にずっと昔から憤慨してきたが、やはり人間を人間としてそこに独自性を見出そうとするところに人格性もしくは人間性を認めるという姿勢を欠いてはならないであろう。個的存在についてもそうだ。何らかの独自性の自覚なしには個的尊厳など全くといっていいほどありえない。類的本質においてみた人間性についても全く同じことだ。人間としての自覚意識を欠いてはならない。

恐らく歴史以前から残る自助努力的なもつとも古い形は、家系的系統的というか系譜的な連続の中に人の生を見つめてゆく生命観にまで遡って根拠づけることができる文化伝統の外には、物質的家産とそれに伴う親心の累積による子々孫々の相続財産であろう。これが直接的な一家のレベルをこえて公的に制度化されて歴史時代に入ると、封建的もしくは古代的勲章や栄爵にも深くかかわる表彰制度から更には恩給制度に連なってゆくと思われるのであるが、それそのままに現に今でもなお民主日本にも残るのが軍人恩給及びその遺贈年金即ち遺族年金であろう。そして一代限りではあるが、この公的恩給制度の民主的衣替えに始まったのが現行公務員共済であって、この恩給的連続の上にあるものは、国民年金などの社会政策的福祉思想がその根底にあるものとは根本的に発想を異にするものであり、一般の共済年金はその中間のものといえることができる。公務員共済年金は文字通りは恩給、即ちいわゆる経済的原理とは全く別の国家などへの功績貢献に対するものなのである。

「恩」とは上の者が下の者に与えるものであり、下の者が仰いでそれを称する言葉であるが、本源的な心の問題のままにまだ特別な形をとらぬ愛に対して、その情から出て愛情に止まらず現の姿をとることが重要視される行い

としての、erōs であり agapē であるとも分類される西歐的愛のように、またそれとは別にいわれる単なる philia とも別に、純粋に「経済」的形をとって表れて、歴史上は恩貸恩借といわれるものがあり、また基本給与に加えて与えられる禄田に対しての功田といわれる特別賞与などがある。捨扶持を含めたこれらの「恩給」は特別な功に対する特別な恩恵として与えられるものなのである。この恩の背後には愛顧があつて当然とばかりはいえず、ただの上下関係の中の give and take 的冷たい正義計算しかない場合もある。純粋に「経済」的といったのはそのようなものであるが、恩には忌々しいほどドライなものもあるのであるが、日本風にこれをいえば、義理の面からだけみられた恩ということになる。

これは主権者としての国民によって、人間社会の中での人に一種の equality を equity の立場から、衡平という理念による平等原則にもとづいて従属者としての個々の国民に対して与えられるもので、上にある君主から下に隷従する臣下に恩賜されるものではないはずであり、正しくこれこそ公共的な愛の行為なのである。

これに対してやはり恩やひたすら義務風に乾き切った偽善的にもなり恩着せがましくもなる慈善によるのではなく、対等的商経済社会での取引的行為による不時の保障方法として現れたのが積み立て資金による保険的年金であると考えられるのであるが、それを飾ってという言葉の一つとして自助努力などが鼓吹されることを忘れてはならない。

ニッポン放送、フジテレビについての買収行為に対して、法についても、商業報道とコマーシャルリズムの関係についてもろくに知りもしないかまたは熟知しながらそれは問題にもしないレベルでの有象無象の「公共性」もしくは「メディアの公共性」をスローガンに掲げての非難反感が顕著であった。しかし金銭や金銭をめぐるいわゆる「経済」や財界の政界との深く強い関係を知れば、ホリエモン氏は今回、愛だの道徳だの人間性だのを唾棄すべきものだなどとは言わずに、遵法的である限り法によって保護されながら「経済」行為、もつとはっきりいえば、商行為は安全に達成されるのだという単純明快な思想に基いて実業家的行為に及び、その正しさを説きすすめているのだと考えられる。その限りこれは「自助、自助力」などというものでないがそのあやしさをこえて、優勝劣敗の自然淘汰のみに立脚した論理を展開しているのはむしろ小気味のよいもの、正しいものといわざるをえない。だいたい「自助」というのは警句的性格の言葉以外の何物でもありえず、文字通りにとれば「うそ」の塊、欺瞞の極まりといわざるをえない。問題は人という存在が、経済及び経済的経営だけで見られうるものではなく、そしてまた生命的共存の中に生存、生残のための実利と実益の追求のみならず、それを超えたか外れたか、その観点からばかりでは理解不能な情のあることも知らなくてはならないことである。それを忘れては問題を正しく十分にとらえることは到底不可能である。

保険には生命保険のような相互保険と商業的営業行為によって運営され保障される損害保険という業種の原理的に異なるものが、しっかりと区別されなければならないが、実情において生命保険は加入者をこそ「社員」と名づけ、終身的契約の職員を社員とする損害保険と同様に、第三次産業に分類されるべき営業種を行う企業によって運営されているのであって、「自助」は空語に近く、株を買うことと年金掛け金を積み立てることとにさほどの径庭はないと言わざるをえないのである。総じて保険をいう insurance (in - surance) は assurance に通底する言葉であるが、insurance に加入することによって果して safe、safety が真に可能かどうか、保証金支払いに際しての事後審査の問題があつて、大いに問題である。場合によっては secure、security のための保険加入、care を任ねることから安心をうるのではなく、焼け太りなどという言葉があつたりすることから明らかなように、災害の災害性を事後において結果的に除去するというすべてを金銭レベルでの単価即ち単一価値の問題としてのみ扱うことになり、従って商行為的センスにおいてのみ安心に通ずる「se-cure」の語に価する。そのような安心は安全とは全くといってよいほど異質のものといつても差し支えないものである。

「助」けるというのは主体的なものがあつて力足らない、及ばないときに「手助け」という言葉があるように脇から「たすける」ということであつて、上から「手伝う」「援け」るのは「拯」であり、逆に下からののは丞相などの「丞」である。救援は救と援をいうととるか、救という援ととるかであるで別のことになるが、援は掩にも通じ、上からのものの意が強い。救援と援助と並べてみれば、援は「たすける」の意味をもつ一般語というべきであろう。

要性への転義の不思議のなさを知りえます。従って生や功を願う通常人の立場から、決定的に重要なポイントが致命的とか致命的失敗をいうことになるのは縷説をまちません。critical を「重要」と訳すとき、少なくとも important, of consequence, of moment, weighty, significant……との念頭比較を忘れた意識をしてはいけないのではないのでしょうか。

- また、食品問題に限らず、hazard を「危害」と訳すのは「災害」と訳すのと同様、大いに問題です（『安全学 索隠』第一部三章「言葉の意味のずれ」p103 参照）。一方で hazard は吉凶にかかわらず不測の事態をいうのであり、他方で危害は「危」と「害」を併せていたり、化学的毒害などに対して落盤事故や刃傷沙汰などのような物理的加害、被害をいうのです（上掲書 pp135 参照）。労働安全法では鉱山の坑道の場合などに危害といっていて、「危」は物理的な害を与える場合に限ると考えるべきなのです。食品について危害というのは全くの場違い、間違いでしょう。
- 準備1号の小堀理事のあいさつにあったように、なぜ「食品の安全」といってはいけないのでしょうか。交通安全という場合には、「交通」という人間行為における安全配慮や対策を言うが、これに対して食品の安全というのは、一般に食品をめぐる安全問題ととれば問題ないにしても、食品の安全をうかつにとれば、食品という「もの」に安全という性質が備わっているもしくは食品の安全である状態もしくは様態ということになります。そこが問題です。一般に安全を（行為後の）結果状態と捉える傾向にあります（何かをして害を受けないこと）、むしろ目的行為に伴って遇害することなくその意味で無事であることをいい、行為そのものに即して安全な行為であるかどうかの問題になるというのが正しいでしょう。安全というのはものなどの対象についてのその性質というよりも、行為主体の行為様式および配慮に関するものと考えべきです。そして、体制や保障会社などに安全問題ないし安全性を託しきるのは安全の問題であるよりは安心の問題といわざるをえません。
- 「安全と安心」は今日到るところで調子のいい連語として、時には無思慮に用いられているように見えます。詳しくは改めて安全を本格的体系的に論ずるところに譲りますが、今までのところでは準備号3号のミニ辞典などで触れています。
- なお life は recycle 以上の生死交替的立場をいう場合の生死交替的 life 即ち alive 的表面の life と裏側にも裏なりに表面性を見出せば生々流転的生になりますが、生態系的循環は単なる再生であるよりもバトンもしくはたすきの移動、走者の移転として表裏の別を立てる立場を棄てることを覚悟しなければならないとも言えます。 ❖

解題 <安全のあかりとあかし> 4 —安全学研究と日本語の特性—

日本語は、ふつう漢字表記して視覚的に意味的基礎にしてはいますが、それを「訓よみ」することによって、一国的な独自性をたもちます。しかし、訓による閉鎖的独自性に囚われて心を貧しくしては世界を狭くしてしまわざるをえませんが、それに尽きてはならないでしょう。それでは「安全概念」の研究に不可欠に重要な日本語研究がかえって、安全の道から外れて【註1】しまうことになってしまいます。そしてそこからすぐに、その民族的独自性に優越性を込めているのが本居宣長流とその亜流の国語や国文法の特徴的伝統となっているかのようであったのが、この間までのことでした。枕詞や美称の接頭語などの不可触的祭り上げなどはその象徴的事例であるといえると思いますが、そこでは人は一向（むす）に教条的追従的になるといってもいいでしょう。そのことを十分に警戒すれば、忤（さか）らう【註2】こと勿れ風の全体重視の協調性ではなく、少々面倒ながらも、或いは按検按察し或いは討繹討論して討按し調整

しながら、継承的で創造的にして且つ伝統的な、言い換えれば個性的でなお全体協調的な共和性を持つ【註3】ことができるのではないのでしょうか。

そして原日本語がそのようなことを可能にし、また保証する言語の本質機能を失うことなく、相当に日本語化した日本語となること、なっていることを自覚することは奇貨居くべき素晴らしい宝を手に行っていることになるのだといえましょう。ところで、討伐が武力を用いた征伐の意味と同視されることが多いようですが、果してそうでしょうか。必ずそうなのでしょうか。「討」には検討討議や討問討究、更には乞食をいった「討飯」【註4】の熟語もあります。しかし、「征」の意味はそこにはありません。残念ながら、その混同は一知半解どころか本義を失った浅ましきであるとしか思えてならないのです。

言葉という宝は死蔵したり朽ちさせたりすることなく、つまり本質にかかわるような変質を加えないだけでなく、逆に言葉

を惜しみすぎて死蔵に近い無用の保障を加えることもなく、通宝として現在する光の中に流通させるのでなければなりません。声もなく言葉を失ってしまえば、音だけでなく言葉の積極的な説的表現力をも失って、唯々諾々として積極的に追従するのではありません、拮華も伴わない曖昧なただの微笑だけが敵意がないという日本的「好意」随従的温順さの表現として残ることにしかならないでしょう。

従来、安全学研究所の研究ではそうでしたが、今後とも概念や理念の研究においては言葉を微細にわたって慎重に分析し、日本語ならば漢字の意味といわゆる「やまと」言葉に淵源するとも考えられる「訓」の意味をまづそれぞれ別々に遡って、同時に今日なお残る多様な熟語などに現れる用法を通じてそこに共通する意味を見出すことを重点的な方法としていかなければなりません。通時的かつ共時的に意味展開を総合して捉えようとすることは言葉にかかわる研究には欠かすことのできない極めて有効な方法だからです。しかし、今後は安全にかかわる事態の衝風の切迫によってそのような研究態度に加えて、実践を通じての反省に基づく新しい批判を早急に方法的に取り入れるべきだと考えられます。そのためにはまづ積極的にそれを行いうる形をととのえたいのですが、それが新しい安全学研究所の当然な発展的組織づけの差し当たっての必要なでもあります。

いま世界ではゴジラというものが幻想的世界の中から出て来て暴れています。これまでの歴史の掉尾(ちょうび)の、ゴジラの起すハルマゲドンの到来を恐れて不思議のない状況ですが、この時こそ言葉の權を高々と掲げ、棹歌を盛んにして波瀾狂濤【註5】を乗り切らなければなりません。

ゴジラはゴリラとクジラをもじったという日本生れのシバ神といってよいといえるでしょうが、アジア文化を離れてしまうとき **Godzzilla** と記されているようです。それがもし **god-zillah**【註6】の意味を帯びさせられた表記であり、キリスト教世界での確認的名付けであるならば、過ぎ行くミレニアムの主役は正に到来しているという黙示録的現象とも言えます。そしてこれを最後最終的魔物として封じ込め、何とか真剣に新生と新世の工夫がなされなければならないのではないのでしょうか。

このパンフレットのタイトル<安全のあかりとあかし>の意味については、第1回冒頭に「安全の概念や理念をあかして、明らかに」とまづいいましたが、そのように「あかりとあかし」の意味的關係と二語の順序の先後の問題は、今後の安全学研究所の活動にとっても重要な考察課題です。もう少し言葉を重ねて両語の意味を一層闡明にするとともに、

㉮ 祕奥的【註7】ともいえる類いの「証明」について、怠ったまま平明な身許調べをしないでおくわけにはいかないでしょう。安全の言葉の意味を混乱から救い、まづ誤解の余地のない明快なものとするためにももう少し努力を重ねなければなりません。この辺の事情に対応する言葉は正に英語にいう **dwell** です。立ち去らずになおしばらくここに「止まって」、「詳しく検討する」ことの両様に訳されるのがこの **dwell** なのです。

安全学研究所は正にそうしようとするのですが、実践的安全活動が安全の意味を先行的に詳しくあかしすることであり、いわゆる証明としての「証(あかし)」は事後的な論理行為なのです。安全学研究所は今後の活動のために「あかり的行為」にも力を入れなければなりません、その志し決意するところを、「言挙げ」することは言葉の十分な意味において明らかにすることにも精進することです。「あかし」ということは、既に明らかかとも思いますが、俗にいう証明なるものは学的、科学的言辞の普及によるいわゆる「証明」に尽きるもの、論証的概念整理や科学的実証には決してつきるものではありません。

しかし、「あかり」というあかしはしばしば忘却されてしまうのです。ここで急に述べるのは無理ですから、用意の原稿は暫く置いて、つづきを続けてゆくことにしましょう。

それというのも、このままに推移しては、自らをすっかり売り出し売り込んで技術の独占の支配者であるかのような常識を成立させ、科学技術といて、哲学なるものをもはや死に追いやろうとしている科学がその半面において科学技術の中に自らを埋没させてしまおうとしている現実についての、忌憚のない批判や救済などは到底不可能だからです。安全学研究所が機会あるごとにその努力を展開し、遅滞なく直ちに新しい展開を図らざるをえない理由は正にそこにあります。

ここで「証明」の語そのものについて少し詳しく説明すべきでしょうが、既に述べたように直接にそうするのは後のことにすることにして、次回では漢字を用いながら漢字の音を捨てて、訓という別系統の言葉で読みかえる、言い換えれば、別の言葉の意味を乗せたり、時々の意味的限定を加えたりする日本語理解の方法として、いったんは字そのものの意味と訓そのものの意味とに分けて理解し、その上でその場合場合の漢字の限定されて使われる当の意味、言い換えると、訓としてよませているその別系統の言葉の、字によって逆に限定されていることをめぐって考察し、そのことの有意義な文化史的意味を明らかに把握する努力をしようとするに、次回はそのための説明を先におきたくもあり、終わりを急いで「照明」や「証明」を含む「あかし」の問題に飛ばしていきたくもありますが、次回まで考慮の余裕を下さい。

＜解題:安全のあかりとあかし＞の 【註】

1 外・逸 はどちらも「はずれる」と訓む。「はずれる」と訓まれる漢字は「外」であるとして過誤はないが、「逸」は時には「そる」「それる」とも訓ずる。白川によれば、この字は夕とトとからなり、ト占をなすのは明け方であるが、その定時定刻を外れて夕方であることをいう。「逸」は「はしる」「はやる」のほか「のがれる」とも訓む（「はやる」は日本における意味拡張）が、大まかにいえば、「はずれる」ことと同じである。「外」は現象的事實的に外れること、またその行動的過程でなく、むしろ完了的結果的であるのに対して、「逸」は枠からはみ出ることをいうばかりでなく、安佚の「佚」に通じ、逸楽と熟することから知られるように、価値的基準枠から抜けたり離れたりそれたりして、道徳的価値である善、人の道にはずれること、「それる」なら結果的でなければ道にはずれてゆくことをいう。また秀逸というように「はずれる」のが不足してでなく、並はずれてよい場合にもいう。

「はずれる」は移動して出ることであるが、目的から外に出る場合に「それる」となる。横に動く動きで、縦の動きである接近の意はないため、矢などは「それる」という。的に向かわないで別のところに出てしまうことである。また、籥に外れるなどということからも分かるように「はずれる」は結果的、「それる」は進行的動作的で、進行の方向性、進行する飛跡についていう。さらに、当りか外れかの二値のとき、とくに正に対して「反」となる。「そる」は「それる」の已然形に「る」のついた形である。

2 「さからう」忤(牾)・逆(迎) : 「忤」は「牾」とも同義というが、いうまでもなく、忤には忤(心)が含まれている。藤堂によれば、「午」は上へ下へと逆方向に動く杵を描いた字で、「忤」となると心で反抗することであり、白川は、「午」は単なる杵でなく邪悪を祓う祭儀である「御」を行う呪器であり、「午」も「吾」もともに「御(マ)ぐ」「敵(マ)る」の意のある字であって、他の力に拮抗して自らを守る意であるから「逆らう」意となると説明する。忤視は人に屈することなく正視することである。「逆」は白川によれば、向こうから人の来る形で、人の正面形である「大」の倒形であって、ここからさかさまの意とむかえるの意とが生まれる。道の順逆の意に用いるのは転義であって、正邪でいえばよこしま、時間の関係でいえばあらかじめ、また不遇を逆境となるという。「逆」は「むかえる」ではあるが、矛をたてて警戒し守りの姿勢でむかえるのであって、歓迎の姿勢でなら「迎」えるであろう。事象的現象的な行為をいう「むかえる」と違って、そうであってはならないという道徳論的価値論を含むと「さからう」と訓ずることになると思われる。

3 「持つ」と「有つ」 : 「持」はなくならないように、じつともつことで、takeのように新たに持ち上げる動作的なものでなく、haveのように状態的であるがゆえに保持(手や衣服にくるめてもつ)、維持と熟するのだろう。日本語の「たもつ」は「手もつ」である。それに対して、有無の「有」は無いのでなく、あるという状態をいうものと思われる。

4 討飯 : 「討」はたずねる、うつ、おさめると訓ずるが、藤堂によれば「言+肘の略体(声符)」の形声文字で、音の通ずる搗ゆ(すみずみまでつく)や匂(すみまでまんべんなくこねる)と同系である。白川も大体同様であるが、誅伐してこれを除くので、治める意ともなるとする。「討飯」は中国語で乞食のことであるが、「乞う」という一回的動作でなく、「討」は常にたずね、あさる、追求するという一般的状态的行為であって、そこから乞食というあり方をする人一般を指すことになるのであろう。鳥の如く一日中えさをあさってまわる有様であって、類似の用法に、春の景色をあちこちたずね求める「討春」の語もある。

5 「なみ」の四字 波・濤・瀾・漣 : 波濤の「波」がむしろうねりであるのに対して、「濤」はぶつかって砕ける波、崩れる大波。波瀾狂濤の「瀾」は波頭が横に連なる大波で、「漣」サナミに対するものである。白川や藤堂によれば、説文から、「闌」は棒を横に連ねて門の出入りを遮る横木である。「さえぎる」意があるが、横にすること、横には横車を押すような意が伴い、その従う意のある縦に対する。横溢のような盛りをあらわす「たけなわ」とも訓ずるが、さらにそれを過ぎていきつくところまで、いきついた爛熟の「爛」の字をも形成する。また出入りの禁を犯すのを闌出、闌入といい、そこから「みだりに」ともなる。

6 Zillah : 女性の名で、その語源はヘブライ語のshadowとかshadow protectionの意味の語。

7 秘奥ヒウ : 神のことをあらわす示偏の「秘」が本字であって、「秘」と禾篇にするのは俗字であって意味がない。

をにが問題 3

辛島司朗

前回の河原先生のお手紙は便箋7枚にわたるもので、三つの問題にふれられたものでしたが、つづけてもう少し取り上げさせていただきたいと思います。第2号の『をにが問題』でふれているのは河原先生のお手紙の前半三枚の分でしたが、後半は電話の際の理事引き受け辞退についての、「もっぱら忙しいからだろう…」という私の方の早とちりした誤解の訂正と、そのために記された二氏、川口由一氏と玄有宗久氏への言及だったようでした。

自然農実践家川口由一氏については「NHK 3ch『心の時代』での『生かし生かされあうという関係によって、殺し殺され合うという関係によって、自然界のいのちは調和する』といった趣旨のことを述べていました。」と述べられていましたが、ついで、臨済宗の僧侶で芥川賞作家の玄有宗久氏のエッセー集『釈迦に説法』新潮新書(2004年)の中から、玄有氏が説くところからの河原氏の感慨を述べられた部分でした。

そこでは、宮沢賢治の、遊びとしての、狩猟についての『注文の多い料理店』での問題提起と、『なめとこ山の熊』では、自分や他人のひとの死活のための殺しについて先の問題提起を深めた上で、賢治はお互いの生存競争という『自然としての殺生は認めたことだろう』と宗久氏が述べられていることにふれていました。

そしてそこでまた、親鸞上人が弟子の唯円に或るとき生死の縁によることを諭され、(上掲書 pp79)「極論と云われるかも知れないが、「平和」とは、人間中心社会でのそうした殺生を見えなくした結果感じられる、ある種の誤認である。あるいは、心の平安以外に「平和」などありえないとも云えるかもしれない(p83)」と説かれていることを玄有氏に従って指摘して下さっています。

結局、理事としての参加についてお誘い半分お礼半分に差し上げた電話に対して、お断りは忙しいからというより、もっと深い心の理由からだったことをわからせたかったものと思に至りました。

安全理念を説き、むしろ全くプラグマティックとあっていい私などは玄有氏とまた河原氏に大いに共感するところですが、だからといって罪悪深重という「罪」意識を感じはしません。人格的神を認められない身にとっては到底罪意識とはならず、ただひたすらに悲にひたるだけというのが正しいでしょう。安全を説く過程で、安全と安心のかかわり、そして次には平和と平安の異同等をめぐっては大いに考察を展開しなければならない重要な問題です。

敢えて言えば、安全を正しく捉えた上で安全問題を追求しつづけていこうということは仏教風にいえば、抜苦の問題にかかわりつづけようということであり、これに対して安心というのは安全問題をこえた与楽の問題であり、宗教的心と信心もしくは信仰の問題であると思われます。

しあわせと福祉、happiness と welfare (well+fare) の問題を二つながら一つにして考えられる wellness の追求は結果的な偶然面としての happi-ness 面と自分の分としての即ち deed 行動行為の努力の両面が合さり、自力の面と自力超越の面との二つに分かれていると考えられる、また考えるというのが私の立場であり、基本的姿勢です。

ここでまづ安全問題も根底から考察しようという私達があっさりはっきりと知っておくべきは、何よりも客観的な行為問題であると知るべき安全に対して、安心は心の問題として個人的かつ社会的でもある外的な平和をこえて内心の深まりであり、最後は宗教的ともいえる心的状態、状況としての平安の問題となるということです。その最終的根拠は美についてヨーロッパ最大の哲学者ともいわれるプラトンが饗宴篇(シンポジオン)で、理屈をこえて美の大海原に直面しての瞬間的開悟を語っている通り、理と信が一致する或いは融け合うところの問題だと知らなければならないということだと思っています。詳しくはいろいろな欄の叙述を通じて追い追い述べさせていただきたいと思っています。ただこれだけは今ここでも述べておかなければなりません、安全を保障するのは保護的立場、統制的立場に立つものにとって欠かすことのできない努力を重ねるべき問題ですが、安心を口にするには厳に戒められるべきであり、杞憂に陥ることなく正しく自ら安心をうることができるようであることのための、偽らない広報啓蒙活動が必要でしょう。そしてそれには安全をうるために必要なものと安全の保証できないものについての情報を隠すことなく正しく伝えることが何よりも必要であることを敷衍しておかなければなりません。

さて、ところで、河原氏のお手紙の前半部の問題に立ち帰れば、準備号2号に引用させていただいた箇所は前半部の末尾の問題ですが、「あか-あけ」の類語関係を指摘して『をにが問題』にも興味を感じたと記し、前々号で

扱った印刷所職員とのやり取りにおける「を」と「に」のご指摘となっていたのでした。そして、そのうちの前半部は「あかりとあかし」という題名とその解題に関して「あく」とその意味の「開」と「明」をめぐって「と(＝戸)があく」ことから「水な戸」などに見るその「な」の「の」からの転音のことをのべ、助詞「の」についてそれだけふれて、ここで最後に扱う引用箇所を終りの『「なす」(時代が下がると「す」、さらに「する」という別の動詞と交替する)と同様に、日本語動詞の自他の対応となっています。([「す」は(挿入辛島)]使役ではありません。)]という指摘箇所につづけて、『をにが問題』について次のように述べられています。そのはじまりの部分は、

『助詞の意味につきましては、学生(短大生、アメリカ人学生)に簡明に解説するときには、「を」は、一、働きかけの対象 二、経由(～ヲ通ッテ)〔「森を行く」「橋を渡る」など〕、「に」は到達点(ポイント)(空間、時間、人、目的)(点として捉えるとき)、「が」は、一、動きの主体 二、対象(「りんごが好きだ)など(古語では 三、所属(「わが家(や)」など)を示すというふうに教えています。その意味では、文脈に応じて、「富士山に登ったことがある」ともいえるし、「山を登る」(経由の意味で)ともいえそうです。

さて、さきに……』

と、先にのべた後半部につづいていきます。了承をえてホームページにきちんと収載して、討論の全容が誤解なく伝えられるようにしたいと考えています。

河原氏はこの文章の中で「を」がなにやら「に」の領域を侵しつつあるような現今の特徴的な例を身近に問題として感じておられるようです。ついでに現行の簡明な解説の仕方、とくに外国人を相手に通ずるような説明を付記してご紹介下さっていますが、ここからまた助詞の意味というものがなかなか捉え難いものだということがわかってまいりましょう。

いわゆる「戦後」の主題問題を中心とする文法上の助詞問題は、いわゆる進駐軍正しくは占領軍のちには駐留軍というべき米軍もしくは国連軍関係の兵士やその家族に日本語を教える際に、教師が日本語と英語の文法上のひどい異質性によるしみじみと深く沁み込んでくるむつかしさと苦しさからの悲鳴に似た、そしてまた悲鳴程度の考察もしくは苦しまぎれの主張から始まったとみるのが正しいようです。逆に言えば山田孝雄や橋本進吉などに代表される明治以降の「日本語文法」形成期におけるその研究姿勢とはだいぶ違って、英語の日本語への翻訳という実際の言語活動いわゆる「語学教育」の現場からの声によるものと言ってよいでしょう。しかし、これはなにも戦争後にはじまるものでなく、本居宣長や鈴木胤らの研究の後の、「国語文法」と称しての明治期以降の日本語文法の研究と立論の根本にある倒錯的姿勢には変りないと思います。私は昔から自ら数時限即ち数時間その講義を不正規のもぐりとして教室の末席を占めて、自らも数多くの家庭教師として英語の教え込みの現場を教える側から体験したことからこれらの努力を時枝誠記を除いては英和対照表的文法と極めつけ、日本語の日本語としての体系的考究とは些か遠いものだと痛感させられてきました。

よくある助詞についての説明は「を」や「に」はこういうときに使い、ああいうときには使わないとか、普通は或いはネイティブの日本人なら、ここでは「を」というのであって「に」とはいわないなどという実用に偏し、しかも動詞中心的英語文法の骨組みに入り込んで屈折論的に意味収斂させつづけて、その上に展開する構文論或いは統語論と捉えられる syntax、正しくは意味論的統語論もしくは構文論 semantics 的な syntax を台なしにしようとする四分五裂の論理形成の上に、しかしそれなりにこじつけながら展開してきた現行英文法的なものに長養されてきた英語人的疑問を解きほぐそうとする説明の仕方を熱心に推し進めてきました。すぐ日本独特、日本語独特のといつて解明をやめてしまいながらそれをこととしてきたのですが、私はそこから抜け出て、本質論的に意味を捉えなかったのですし、今でも物事を正しく深く考えるためにはまづその根本的問題そのものと同じに方法論的にも、従来から言葉の探究を重視してきました。思考の根本的方法は言葉を精密に用いることであり正しい言葉遣いを手段とすることです。そして、それなりの文法を形成できないことが今なお、このように文法談義を綿々と展開せざるを得ない根本動機となっているのです。つまり「を」は或いは「に」はそもそもどういう意味であるから、というそのところ、です。

言葉をかえていけば、真に日本語を日本語として解明した上で、その正しい体系的理解に立って、その特徴、長所も短所もともに間違いなく紛れなく知りたいという貪欲な願いに発してかわらない関心を、日本語文法にいう「体言」の中の実体にかかわる名称名詞や性質あるいは形相にかかわる抽象名詞などについての日本の概念辞としての徹底研究の願いとともにもちつづけているのです。漢文教育の時から「をに(鬼)」と遭遇(あ)ったら返れ式をうけついで **I give you a book.** という文について、「you に a book を」と、間接目的には「に」、直接目的には「を」と先づは教えるところから始めるのですが、何故動詞のすぐ後にあるのが間接目的で更に後につづくのが直接目的なのか、更には **I make him a doctor.** のように動詞のすぐ後の him 「を」 a doctor 「に」として「を-に」ではなく、「に-を」と訳すこととつき合せながら、この場合の目的(語) object とは本当は何のことなのか、日本語訳における「を」と「に」の語順の違いがどうして生ずるのか、即ち目的と訳されてしまう object は意識もしくは認識内容上の志向対象のことなのか、文法形式上の動詞として表現された動作、行動、行為の遂及あるいは索求する実際の指向、対向対象なのか、これまでの教育では全く考えさせようとも教えようともしませんでした。

これが本質の意味であるからこういうふうにするので、ああいうふうにするのはこういう意味にならざるをえず、したがって発言の意図からして間違いである、とそのように言えるようにしたいわけです。

その理想に照らしてみますと、この簡明な解説はもちろん「を」や「に」の本質を言い当てるものから程遠いのですが、とにかく準備号2に載せた『をにが問題』の文章は規範文法的立場から近頃流行の誤用を正すのに役立つためのものでなく、むしろその誤用に即した助詞の意味の捉え損ないを訂して、そしてその誤用の考察に伴ってその助詞の先後に連なる名辞の意味(2号の文中の場合は「感謝」の意味)に変化が加わるといってよさそうですが、助辞と名辞との組み合わせの上での助詞問題と、名詞の意味の概念化の関係の考察問題を、『解題：あかりとあかし』という論述と併せて別々に切離すことなく展開していきたいのです。

例えば、go to school とか go to the school というとき、単に school というときと the school というときで school の意味に違いが生じてきますが、同様に of the people と by the people と並べてみると、また of the people と for the people とならべてみると、或いは by the people と for the people とを並べたときとは当然、the people の内容に違いが出てこざるをえないのです。

the のない to school が go につづくとき the の後の場合と違って school は動詞で、to school は schooling のためということになるのに対して、the school という場合には名詞以外にはありえず、移動、進行の対象施設もしくは建物に外ならないことになるわけです。そしてまた for the people も目的物を意味する the school と同じく、但し to は「行き先」を示すのに対して、for は行為理由もしくは根拠原因ともなりうる無形的目的対象を示すという違いがあるだけです。それに対して、by the people のように by という助詞の目的語になる場合の the people は受動文の場合ではそれこそ agent 行為行動主を示すものであって、まさしく英語のような格式文法では文意上の主語 subject を示すものに外なりません。そしてまた of の後の the people は、例えば同格的に government の主体をあらわすとともに、govern する目的ないし対象を表すのです。このことは、主格、目的格であり、またいわゆる所有格でもありうる、逆に言えばそれ自体では、その助詞はその助詞そのものとしてはどの格も示しえない「が」の検討の際には容易に理解できることとなります。言い方を変えれば、助詞の問題の研究は、英語などの屈折語形に属する言語の格語尾や結合詞 nexus の結合力に通ずるもので、膠着語の一つである日本語による思想の論理的な理解にとって、名辞についての概念分析と並んで欠かすことのできないものと考えられるのです。「安全」概念の徹底理解を哲学的研究の中から特に切り出して、つまり、安全概念の徹底的研究のために、まづ概念一般の研究のために論理学的概念論研究を先行もしくは同時平行して進めなければ、と考えて、安全学研究所の主要課題としているわけです。概念中心の言語考究であるにもかかわらず、安全の「あかり」と「あかし」という表題解題という意味づけのこのパンフレットの主要課題の提示に際して安全の問題を現実社会の中での具体問題の究明の外に、従来おろそかにしてきたあかり実践への展開の宣言的性格であるにもかかわらず、そのパンフレットにこの『をにが問題』の欄を設けた理由はそれに外なりません。

もう一度言えば、安全学研究所の「安全」についての定期的便りの考察と並ぶものとして、「てにをは」ともまと

められるべくまた「をにが」ともまとめられる助詞をめぐっての semantic な厄介ないわゆる文法問題を、しかもほとんど日本語本来の文法というには問題が多く混乱を極めている文法問題であるにもかかわらず、敢えてこれを中心的連載として記事内容に加えているのはそのためです。できるだけ読むに易しくわかり易いように工夫して、多くの人にご理解いただきたいと思っていますが、拙くて意図に反してしまう場面でもなるべく我慢してお付き合い下さい。

(以下紙幅の都合上 2600 字強、省略します。言語論的内容で、ホームページに掲載したいと思います。)

河原氏のお手紙はさらに『解題：あかりとあかし』の言葉の説明に関しても言及されていますが、これこそ準備号 1 号の読後の感想をお寄せくださった 1 月 4 日のお便りの冒頭のもので、河原氏は今忙しくて正月の三が日のわづかなゆとりの時間をぬすんで書いてくださったものと思われませんが、手紙以前のお電話で理事などの形での参加は無理とのことでしたが、現在の教務上の多忙さのために、と理解していましたが、その外に個人的学生時代の、当時の時代状況での経験にもとづくものがあるからのものでした。そんなことを伝える必要があつて、とりあえず、ポイントのみを書き送られたのがこの手紙のようです。そして、その学生時代のトラウマをこえて、私たちの仕事に参加して下さることを表明したものと拝されます。この踏み出しによって古いトラウマかが振り払われることを期待させていただきたいのですが、このことはさておいて、その冒頭の部分は次のようでした。

『……「あかり」と「あかし」についてのエッセー（試論）を興味深く読ませて頂きました。「あく（開・明）」が古語では自他共用ですが（時代が下ると、活用の違いが生じます）、古代人にとっては、「戸（が）あく（開）」も「夜（が）あく（明）」も同じことで、太陽が夜地中を運（めぐ）って、伊勢国の二見浦の夫婦（めおと）（女夫）岩の間（戸）から昇ってくると考えられたようです。「と（戸・門）」は出入り口という意味だったようで、「みなと（水な門（と）・港・湊）は、水の出入口という意味になります（「な」は「の」の転音あるいは母音交替で、「まなこ（目な子・眼）」「やなぎ（矢な木・柳）」などと同様です）。

「あくaku」にarという音韻が接辞として添加すれば「あかるakaru」となり、asという音韻が接辞として添加すれば「あかすakasu」となります。「夜を明（あ）かす」といえば「夜が明（あ）ける」まで時を過ごす（徹夜する）ことで、「あかる」と「あかす」は、「なる」と「なす」（時代が下ると「す」、さらに「する」という別の動詞と交替する）と同様に、日本語動詞の自他の対応になっています（使役ではありません。』

この問題は少し別項を立てながらも本格的に取り組みたいと思います。助詞などについて、『をにが問題』という捉え方と「てにをは」という言い方に表されている違いは大変重要なものを含んでいると思われませんが、両者の間にあるものと両者の同質面をあらわす「を - に」問題と異質面を決定的に示す「は - が」問題にわけて考え、少なくともここで二つのグループ分けもしくは下位分類を試みることは極めて重要なことと思われるのです。

これについて最後に簡単にコメントしておけば、「す」を他動詞もしくは使役といいましたが、それはあくまで「る」と比較した場合であつて、単独でこれが他動詞であるはずがなく、たとえば「旅行す」「勉強す」が他動詞であるとか使役といっても、同様にして「る」との関係を離れて使役でもあるといえるはずがありません。正しく常にいえることは「る」が状況や状態（いける（可能性）、飾る、あかる〔文語〕など）を示すものであるということと、「す」は行動行為動作を表す言葉だということです。しかし、河原氏は準備号 1 号『解題：安全のあかりとあかし』の最後の段落で、私が『「あか」を共通にし、それに「る」のついた事象現象表現の動詞「あかる」の連用形名詞が「あかり」であり、動作や使役の「す」がついて他動詞となった「あかす」の…』と述べているのですが、これに対して御批判下さったものに違いありません。これは普通の文法書ではお目にかからない表現ですが、ふつう事象現象というのは自発、尊敬、受身、可能の「る」の機能とされるものを、このように表現しているのです。間違いなく古い日本語はそんなものであつた筈です。私は「る」の説明にはあまりお目にかからない事象現象という言葉を使って、ふつうには自発などといわれるものを説明していますが、それに応じて「す」についていい、「る」でなく「す」の中に他動詞や使役の他動詞を含めて言っているのです。少し詳しく説明してみましよう。

英語の can や will を尊敬などの意で用いるのは、直接的でなく婉曲的であることが丁寧さを表現することを基本

としていますが、受身というのが自分の直接の動作ではなく、相手などの働きをうけての結果状態であることをいうのと共通しています。他の行為の結果状態で自身の動作とは直接する表現ではないことから、これが特に **could** など仮定法過去に通ずるような現実での動作行動でない意味を含む尊敬に適用されるのです。

他方で、「旅行する」とか「勉強する」の「す」はどう考えても他動詞であるはずがなく、「す」が他動詞や使役といていることに関しては説明なしでは到底理解できないでしょう。勿論使役でもありません。河原氏はそこで括弧つきで注意してくださっているのですが、実は私の用語は普通の文法書の所説とは申し訳ありませんが、大いに違います。私は動詞中心構文主義的な言語とは違って、助詞を前置詞とせず後置する日本語では、後置以外のみるべき規制はなく、体言の場合の助詞のように助動詞など、動詞及び動詞群即ち広い意味の「動詞」について、時には動詞、助動詞の語尾変化はするが、そもそも自動詞他動詞の区別は本来ないのだと考えています。俗な言い方なら固く信じているということになりましょう。

言ってみれば、他動詞、自動詞の違いは意味論的違いにもとづいてそうなったのだというべきだと思います。目的語あるいは目的語と目的補語もしくは英語で直接目的とされる **dative** の名詞や代名詞と目的補語名詞の二つが一つに **set** になった **nexus object** を含む広義の目的語を動詞句の中のものとし、前置詞などの結合詞なしに語順で結び付ける動詞句の中に含むかどうかによってつけられている区別に過ぎないと私は考えています。そしてこれこそ、然るべきところで述べたいと思っていますが、ここでは仮に通全学的もしくは兼全学的とでもいうべきでしょうが、全くもって安全学的態度というべきもの、言語理解に際しての一例といつてよい或いは言語理解の際の安全学的態度の適用応用というべきものでしょう。

また「す」の含意の中に「使役」の語を用いて、使役ともいうのも次のようなことからです。

「影響する」とか「装飾する」「赤面する」は「他人を」ですが、「赤面させる」とは違って「赤面する」は顔面が赤くなる或いは自分の顔をして、赤い状態に変化させることです。全体としての A 君がその部分を何かさせるという意味であるとするれば、意図的或いは意識的でもあり、無意図的でもあり無意識的ではあっても、とにかく敢えて他動詞といえると思うのです。

例えば「使役する」といえば正に使役の外のあり様がありませんが、同様にして「(先生が) 雑用や宿題を課す」という「課す」は他人にそうさせることです。そういう意味でこれを使役といえなくはないでしょう。ただ命令者の要求の利益とは基本的には全く離れていることだけが、「す」を使役といている通常の「使役」との違いですが、明らかに他人をしてそうさせるのです。要するにある人がある行動をするということはその行動の及んだ相手をして動作行動をなさしめる、起さしめることであります。ただし、意図的行動があるときは感化するということになりませんが、影響するというのはその人の意図的意味での他者の行動はなく、他者が役されるわけではなく十分な意味では使役とは言えないにしても「～しむ」という意味の使役では十分にありうる筈です。そういった意味で使役といているという理解があれば初めて、「舟を寄す」「身を寄す」などは舟をして岸に寄るという変化を起さしめることであることが理解できるでしょう。そのときの **agent** は意図者そのものであることもありますが、舟には船頭がついており、車ならばお抱え運転手などが寄せる動作をすることもあります。「寄す」「寄せる」という動作の車の動きは意図者が操作者をしてそうせしめることになるという使役の意味がありうるということがわかります。車を停めて、或る家に立ち寄ったというのは自分の運転でなく運転手つきであれば、寄せさせたことになりませんが、その場合と同じことなのです。そういうことで他人をどうかするだけでなく、車や船という手段を変化させることも他動詞や使役の中に含まれていると考えています。ここでいう動作や使役の意味を含む「す」というのは「る」のついた事象現象的事実表現の事象現象と対応して考えるべき意味での使役だと考えてもらわなければなりません。

要するに、一般の日本語文法のように、ありもしない他動詞と自動詞との区別を立てたりすることなく理解すれば、「さす」「させる」のように「す」に「す」の未然形「さ」をもう一つ加えて言って、事態を正にその事態として未然已然の時間的区別をして示すことなく表現しているのであって、当然にその意味は未分化のものとして動詞そのものに含まれるということが出来ます。一言で言えば、被使役物や者が動詞の中から切り出された上で、動詞と結び付けられて一 **set** になっている場合に他動詞といわれ、その目的語がいわゆる再帰代名詞として主語とは格

語尾が違ったものに変えられる、即ち動詞との関係の内容に応じて格語尾が変えられるだけで、前置詞や接続詞などの結合辞なしに結びつくときを特殊例として、「使役」と考えるのであって、抽象的な形式的構文理解によるだけの使役とは少し意味が異なります。

「さす」を分解してみれば、<「す」の未然形「さ」> + <その時々下への接続関係で変化する「す」>の結合ですが、後の「す」は主語となっている agent もしくは主であり、前の「す」はその主体的 agent に支配使役される object 即ち被使役の人に舟や車を含めた被使用体のこととなりますが、船頭付き運転手付きならば、その object は舟や車に対しては agent となるのであります。目的補語などというときの補う意味の補はこの間の事情を反映する名づけに外ならないでしょう。

しかし、たとえば Conqueror submit himself to her tears. とでもやれば、submit oneself は自動詞と等しいと説明されます。John submit himself. とすれば紛れもなく、正しくは構文上、使役構文に分類され、再帰的他動詞という分類なのです。

sub - mit は sub (= under) + - miter (= send) からなる語で屈服を表します。もともと何かを下へと送るのでしょうが、「何を」をいわずに通ずるように一語化してしまえば、自動詞となる、或いはなってしまうのですが、ほぐせば日本語の「身を寄す」と同じことになって、極端な場合は、裸の上半身を後手に縛り上げ、口に印璽をくわえて身を折って平身し軍門に下ることをいうのです。そして、心身の別をなくせば、身をして平身せしめるのではなく、一語で「みづから」平伏することになるのです。「み・みづから」となれば、率先躬行の意味が加わりますが、そのような再帰代名詞の使い方はまた別に述べるべきでしょう。

ひどく長くなりましたが、一応弁解というのは相応しくないでしょうが、させていただいたようなわけですが、手紙の中の河原氏の「使役」批判は非難ではないようなので、いわゆる「弁解」でないでしょうが、文字違いの弁解即ち説明をさせていただきました。できたら私の理解の更なる批判のため、重ねて御批判、ご教示をお願いしたいと思います。念のため、よくよく興味を感じられている控えない場合の先生ご自身ばかりでなく読者のためにも、ホームページにはお許しただければ、先生のお手紙に正しく即した文章を掲載すべきではないかと思ひ、かつ願っています。

<つづく>

<ミニ辞典>遇害と害毒：安全の反対は危険ではなく害毒であると、今迄いろいろな箇所でも何度か述べてきました。安全と危険と害毒の三つの語とその関係を正しく理解することは安全問題の構造を理解するのに不可欠であり、それをどう捉えるかによって安全問題を正しく理解し、必要に十分に対処できるかどうかが決まるのですが、この研究所で「安全対危険」という設定を誤りとして否定し、危険を中にして両側に安全と害毒を置いたわけは、危険を安全と反対対置して設定してしまうと、本来目前の出発事態としてどうすべきか検討し、対策を立てるべき課題としての危険物もしくは事態をどうにもならないものとして捉えてしまうことになりかねないからでした。

また安全を危険と対置したときには、安全をただただ出発点としての危険の結果として、それも無事な結果として対置するのみで、一つには失敗についての具体的検討を全く欠くことにもなり、したがってまた一つには all or nothing 的になり、安分的安全が考慮外ということになってしまいかねません。害毒を被ること、遇害もしくは遇害中毒こそ真に恐れるべき核心であり、そうした客観的事態を安全と対置することで、ただ危機的であると形容される事態や不安であり心配だというだけでなく、現実的に可能な範囲での second best としての安分的安全を受け容れることができるようになるでしょう。安全願望追求は完全癖的貪欲に誤らされてはならないでしょう。知足安分は状態理解の上の知足的心術の問題といわざるをえません。

安全は「全を安んずる」意図的志向的な行為ですから、物や物の作用である害毒とも、遇うこと中 (ア) ることである行為過程を含まない生起的事態である遇害とも、その点では正確には対置できません。害毒の反対は利益或いは利薬でしょうか。遇害の反対は僥倖とこそいふべきかもしれません。安全と違って、いずれも結果的で行為意図を含まないところが反対といえませんが、その意味での反対語がないのも当然で、マイナスの方向に努力するという行為はありえないからです。一所懸命安全を志向したにも拘らず、その努力が無駄であったときでも目的に関しては失敗、害に関しては弊害など結果的にいうのみですが、安全志向はその結果の評価を判断する基準をも包括的に働く行為であるといえると考えられます。

HP 紹介

安全学研究所のホームページを開設しました。

安全学研究所の提唱する安全や安全学の考え方の解説や活動紹介のほか、発行済みのこのパンフレット<安全のあかりとあかし>も掲載し、随時更新してゆく予定です。

今後は、安全学そのものについてはもちろんですが、時事的な現代の様々な問題に対する論評などのほか、概念や用語の解説などを随時追加し、内容を充実させていく予定です。概念集では安全とその関連概念として、安全と危険、safe と security、安全と安心、リスクと危険・ハザード・無事などの違いを明らかにしてゆくほか、一般的日常的な語について概念分析したものも載せてゆきたいと考えています。

現在準備中の項目もあり、更新も滞ってなかなか予定通りにできておりませんが、今後とも継続的に更新していく予定ですので、ぜひご覧ください。

ご質問、ご意見、ご批判をどうかお気軽にお寄せください（ホームページ上からメール送信もできます）。

主な内容(2005年3月26日現在)

- ◇ 安全について
- ◇ 安全学について
- ◇ 研究所概要
- ◇ これまでの活動・現在の活動紹介
- ◇ 論評：(現在は<嫌いなもの一「地方」という言葉>、前3号に掲載したく虻と蜂同士のこの種の鵜蛙(イッパ)的争い)の続きを準備中です。
- ◇ 概念集(基本的日常語・安全とその関連概念) 準備中
- ◇ 主要メンバーの著作・論文目録 準備中
- ◇ 発行済みパンフレット掲載(準備3号まで)

さらに、ホームページという媒体の長所を活かして、そのほか話題性のある時事的問題を新しく次々と論じてゆきたいと考えております。また、このパンフレットでは紙幅の都合上実現の難しかった長文のもの、とくに会員や関心をお寄せ下さる方との意見交換を通して一つの思索を展開し形成してゆく往復書簡もしくはネット上討論的なものを実現してゆきたいと考えております。

具体的には、日本語の文法がご自身の専門でもあり、『をにが問題』に深いご関心をお寄せ下さっている河原修二先生と、安全学的立場から、また哲学的思索から独特の言語論、概念論を展開している辛島司朗先生との往復書簡を予定しております。

Yahoo や Google など主要検索エンジンに申込み中ですが、登録までに時間がかかるようです。お手数ですが、今暫く URL を打込んでアクセスをお願いいたします。

ホームページをお持ちでリンクを張ってもよい方は、どうかご一報下さい。

活動報告および今後の見通し

今回ご寄稿下さった芹沢先生は新しく会員になって下さった方です。現在の些か高く負担の重い会費にかかわらず、快くご入会下さり、一同感激しております。芹沢先生とはさらに学校や教育の問題など一緒に考え活動してゆけたら、と考えております。

ほかにも入会の意思を表明して下さっている方があり、ありがたく感じております。どのような形でご参加くださるか、今後、相談させていただく予定です。

このパンフレットの発行で、まづ活動実績を積みたいと考えておりますが、さらに、先号でもご紹介した本『安全探蹟(仮題)』の刊行やホームページの充実を図ってゆきたいと考えております。

この法人では、様々な箇所ですべておりますように、会員の方との双方向的なやりとり、協力による展開、発展を図ってまいりたいと考えております。皆様のお智恵をお貸し下さい。

当法人の会計年度は4月1日～翌3月31日ですので、5月中には会計報告をいたします。また、7月になる前には総会を開催する予定です。

<前号3の誤植訂正>

p2: 上部、右欄第4段落3行目

(誤)『意識は低かった』

→ (正)『意識は低かった』

p3: 左欄下から二段落目1行目

(誤)『あかしや「あかし」の』

→ (正)『「あかり」や「あかし」の』

※ 準備号1・2号記載のホームページアドレスに誤りがありました。

jp/の後に続く~(チルダ)記号が中央でなく上寄りな正しいものです。申し訳ありません。訂正お願い致します。

◇ 理事・監事紹介

小堀 樹氏 : 弁護士。元日弁連会長で、現在も広く活躍中。

辛島恵美子氏 : 多角的な領域にわたって、論文・著作、翻訳や講演、討論などを通じて安全の本義を説く活躍をつづける。
現在、青山学院大、秋田大、東工大の学部、大学院などに出演。

津熊二郎氏 : 東農大卒の広い関心で世の中のこと、人のことを見てこられた一般的サラリーマン。奥様は高校の先生。

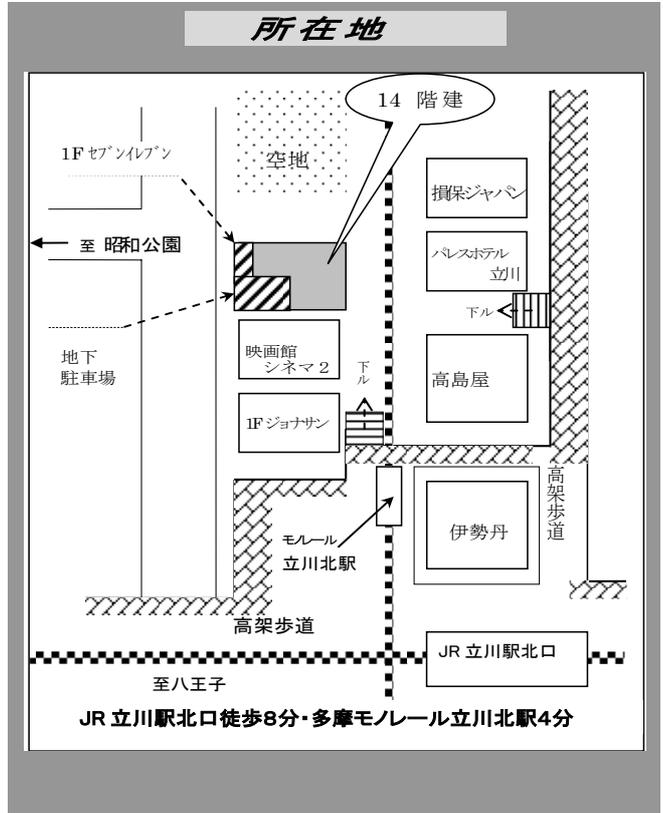
石上麟太郎氏 : 指導的役割を演じている大崎先生率いる八重洲法律事務所気鋭のパートナー弁護士。

ご助力ご参加のお願い

当研究所では、まだ本格的活動にいたっておらず、また実績を積むべく広報活動を拡大方向で展開している最中で、郵送費その他の経費が高くなってまいりましたが、助成はもちろん出版など活動自体から収入のえられない過渡的段階で、申し訳ないのですが、やや過大な負担を負い、またお願いするような次第です。その点をご理解いただき、ぜひ、会員として、またこのパンフレットへの投稿その他のいろいろな形での有志の方々や活動中の方々の参加や援助・ご支援をお願いいたします。

新しいこの研究所で、揃って一緒に第一歩を踏み出していただける方々の参加を心からお待ちしております。従来、安全問題に関心をおもちで活動している方にはその経験を持ち寄っていただければありがたく、またとくに安全問題に関して活動をしたことのない方も興味をおぼえ活動してみたい方もぜひご参加ください。

今後の参加者の増加によって過大な負担を軽減しながら、皆様の経験によるご意見やご忠言、ご叱責によって様々に改善の工夫、努力を重ねて参りたいと思っております。



	現在の暫定的会費 (単位:円)	
	入会金	月会費
正 会 員	12,000	3,000
賛助会員	一口 10,000	4,000
学生会員	1,000	1,000

***** 編集後記 *****

- ◆ 前回準備号3では、ホットなライブ・ドア VS フジテレビ問題を即刻扱いたいために、増頁してもなお『をにが問題3』は休載せざるをえませんでした。今号では一気に用意の『をにが問題』を掲載いたしました。そのため、申し訳ありませんが前号から掲載をはじめた『古稀蛇の途方にくれている日々』を休載せざるをえませんでした。ご了承下さい。
- ◆ 今号で試みたように、適切な増頁を今後も続けてゆきたいと思っております。皆様からお寄せいただく原稿と、さらにそれをもとにして紙上討論のような形に発展展開して、協力してひとつの有益な思索を形成したいと考え、その方向で模索しております。皆様のお力、お智恵をお貸し下さるようお願い申し上げます。
- ◆ 『をにが問題』に深い関心をお寄せいただき、誌上でもご紹介した河原先生からご意見をいただけることになりそうです。公開書簡の形で日本語文法の探究の実際は紙幅の関係上すべては掲載できず、ホームページが主な媒体となりそうですが、このパンフレットでもやりとりの要点など、その都度お報せしてゆきたいと考えております。意見交換やご寄稿をいただける方はご連絡をお願いいたします。
- ◆ また、活動報告に記したように、今後数ヶ月後に総会を開くこととなりますが、ご批判やご意見をいただきながら進める新しい形での双方向的なNPO法人活動展開を模索しておりますので、現在の会費やその他運営についてもその他なんでも、忌憚のないご意見ご批判をお寄せ下さい。
- ◆ また、パンフレットでは、今後はインタビュー記事なども掲載してゆきたいと考えております。

(M.S.;N.N.)

